同表霞ヶ浦飛行場の項中「高度900m以下」を「高度900m未満」に改める。

同表下総飛行場の項中「佐倉ＶＯＲ」の次に「（N35°47′ E140°16′）」を加える。

附　則

この告示は、平成二十三年十月二十日から施行する。

○国土交通省告示第八百五十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十四条の二第一項の規定に基づき、航空交通管制区又は航空交通管制圏のうち計器飛行方式により飛行しなければならない空域を指定する告示（昭和三十八年運輸省告示第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月二十五日　　国土交通大臣　大畠　章宏

別表第3成田特別管制区の項を次のように改める。

成田特別管制区	1　N35°43′52″E140°28′45″の地点、N35°40′55″E140°23′15″の地点、N35°37′24″E140°25′45″の地点、N35°40′08″E140°31′28″の地点及びN35°43′52″E140°28′45″の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域（成田国際空港の標点（N35°46′ E140°23′）を中心とする半径９㎞の円内の区域を除く。）の直上空域で高度200m以上1,200m以下のもの 2　N35°40′08″E140°31′28″の地点、N35°37′24″E140°25′45″の地点、N35°35′07″E140°27′23″の地点、N35°37′51″E140°33′08″の地点及びN35°40′08″E140°31′28″の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度450m以上1,500m以下のもの 3　N35°55′21″E140°20′26″の地点、N35°53′19″E140°16′11″の地点、N35°52′09″E140°17′02″の地点、N35°51′30″E140°15′39″の地点、N35°49′57″E140°16′47″の地点、N35°52′38″E140°22′25″の地点及びN35°55′21″E140°20′26″の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度200m以上1,850m以下のもの 4　N35°57′43″E140°18′43″の地点、N35°55′04″E140°13′08″の地点、N35°51′30″E140°15′39″の地点、N35°52′09″E140°17′02″の地点、N35°53′19″E140°16′11″の地点、N35°55′21″E140°20′26″の地点及びN35°57′43″E140°18′43″の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度450m以上1,850m以下のもの 5　次に掲げる区域の直上空域で高度600m以上1,850m以下のもの ａ　N36°00′23″E140°17′23″の地点、N35°57′05″E140°11′41″の地点、N35°55′04″E140°13′08″の地点、N35°58′37″E140°20′38″の地点、N35°59′50″E140°19′45″の地点及びN36°00′23″E140°17′23″の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域（霞ヶ浦飛行場の標点（N36°02′ E140°12′）を中心とする半径９㎞の円内の区域を除く。） ｂ　N35°37′51″E140°33′08″の地点、N35°35′07″E140°27′23″の地点、N35°32′55″E140°28′58″の地点、N35°35′39″E140°34′43″の地点及びN35°37′51″E140°33′08″の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域 6　次に掲げる区域の直上空域で高度900m以上1,850m以下のもの ａ　N36°03′17″E140°17′34″の地点、N36°03′15″E140°12′47″の地点、N36°01′17″E140°08′38″の地点、N35°55′04″E140°13′08″の地点、N35°57′43″E140°18′43″の地点、N35°52′38″E140°22′25″の地点、N35°57′33″E140°24′46″の地点、N36°02′26″E140°21′13″の地点及びN36°03′17″E140°17′34″の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域（５のａに係る区域を除く。） ｂ　N35°35′39″E140°34′43″の地点、N35°32′55″E140°28′58″の地点、N35°28′49″E140°31′55″の地点、N35°31′34″E140°37′39″の地点及びN35°35′39″E140°34′43″の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

附　則

この告示は、平成二十三年十月二十日から施行する。

○国土交通省告示第八百五十八号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第三項第四号の規定に基づき、進入管制区を指定する告示（昭和五十年運輸省告示第四百六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月二十五日　　国土交通大臣　大畠　章宏

表百里進入管制区の項を次のように改める。

百里進入管制区	1　N36°00′23″E140°17′23″の地点、N35°59′30″E140°16′51″の地点、N35°56′26″E140°30′02″の地点、N35°57′32″E140°29′39″の地点及びN36°00′23″E140°17′23″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（霞ヶ浦飛行場の標点（N36°02′ E140°12′）を中心とする半径９㎞の円内の区域に係るものを除く。）の直上空域で高度540m以下のもの 2　N35°57′32″E140°29′39″の地点、N35°56′26″E140°30′02″の地点、N35°56′00″E140°31′54″の地点、N35°56′00″E140°35′35″の地点及びN35°57′32″E140°29′39″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度750m以下のもの 3　N36°07′05″E140°15′14″の地点、N36°07′05″E140°11′34″の地点、N36°00′23″E140°17′23″の地点、N35°57′32″E140°29′39″の地点、N36°04′53″E140°27′03″の地点及びN36°07′05″E140°15′14″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（霞ヶ浦飛行場の標点を中心とする半径９㎞の円内の区域に係るものを除く。）の直上空域で高度900m未満のもの 4　次に掲げる区域の直上空域で高度1,200m未満のもの イ　N36°13′21″E140°09′30″の地点、N36°06′23″E140°08′24″の地点、N36°07′05″E140°11′34″の地点、N36°07′05″E140°15′14″の地点、N36°06′02″E140°20′56″の地点、N36°10′53″E140°21′47″の地点、N36°12′04″E140°18′53″の地点及びN36°13′21″E140°09′30″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（霞ヶ浦飛行場の標点を中心とする半径９㎞の円内の区域に係るものを除く。） ロ　N36°04′53″E140°27′03″の地点、N35°57′32″E140°29′39″の地点、N35°56′00″E140°35′35″の地点、N35°56′00″E140°38′28″の地点、N36°04′07″E140°31′12″の地点及びN36°04′53″E140°27′03″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 5　N36°04′07″E140°31′12″の地点、N35°56′00″E140°38′28″の地点、N35°56′00″E140°47′46″の地点、N36°02′50″E140°38′03″の地点及びN36°04′07″E140°31′12″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,500m未満のもの 6　N36°10′53″E140°21′47″の地点、N36°06′02″E140°20′56″の地点、N36°02′50″E140°38′03″の地点、N35°56′00″E140°47′46″の地点、N35°56′00″E141°03′08″の地点、N36°00′11″E140°52′41″の地点、N36°00′12″E140°45′54″の地点、N36°05′00″E140°43′47″の地点、N36°05′00″E140°36′00″の地点及びN36°10′53″E140°21′47″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,850m未満のもの 7　N36°41′38″E140°27′08″の地点、N36°34′29″E140°13′17″の地点、N36°13′21″E140°09′30″の地点、N36°12′04″E140°18′53″の地点、N36°08′58″E140°26′26″の地点、N36°16′19″E140°26′19″の地点、N36°16′28″E140°22′45″の地点及びN36°41′38″E140°27′08″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度2,150m以下のもの 8　次に掲げる区域の直上空域で高度2,450m以下のもの イ　N36°16′30″E140°38′49″の地点、N36°11′52″E140°26′23″の地点、N36°08′58″E140°26′26″の地点、N36°05′00″E140°36′00″の地点、N36°05′00″E140°43′47″の地点及びN36°16′30″E140°38′49″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域